

保険料賦課基準について

保険料賦課基準(標準報酬等級、標準賞与)について

1 標準報酬月額の上下限について

- 現行の標準報酬月額の等級表は、9万8千円から98万円までの39等級。
 - * 現行法上、最高等級該当者の全体に占める割合が3%を超えた場合に、最高等級の上にさらに等級を追加することができることとされ、改定後の最高等級該当者の全体に占める割合は1%を下回ってはならないこととされている。
現在の最高等級である標準報酬月額98万円以上の者の全体に占める割合は2%を下回っている。
- 社会情勢の変化に伴い、所得の二極化が進んでおり、また、等級の分布に大きなバラツキがあり、政管健保で見た場合、第2・3級、第27級～38級は1%を下回る一方、最低等級の第1級と最高等級の第39級は、1.5%を超えている実態をどう考えるか。
 - * 「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)を基に算出すると、正規就業者に占める割合が、一月の所定内給与が100万円以上の者については、平成10年から平成16年にかけて1.52倍の増となり、一月の所定内給与が10万円未満の者については、同期間で1.11倍の増となっている。
 - * 「平成14年就業構造基本調査」(総務省)によると、平成9年から平成14年にかけて正規就業者の割合が低下し、非正規就業者の割合が上昇している。また、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)を基に算出すると、平成7年と平成14年の正規就業者の賃金に対する非正規就業者の賃金の割合は、男性で70.4と64.9、女性で55.3と48.9となっており、正規就業者と非正規就業者の賃金格差が拡大している。
 - ※ 非正規就業者であっても、常用的雇用関係(労働時間等が正規就業者の概ね4分の3以上など)にある者については健康保険が適用される。

○ 労働保険においては、標準報酬等級がなく、さらには保険料負担上限額がないこととのバランスをどう考えるか。

* 雇用保険の保険料率は19.5‰(事業主負担11.5‰、被保険者負担率8‰)

なお、保険料負担額に上限はないが、失業者の再就職の促進のための一定期間の生活保障という目的から、基本手当(失業給付)に上限がかかる仕組みとなっている。

2 賞与について

○ 現行の賞与の保険料賦課上限額は200万円となっている。

* 上限額は、年間賞与額が最大となる標準報酬等級の者が受ける1年当たりの平均賞与額が約400万円(平成12年)であり、通常2回賞与が支給されることから、これを2で除している。

○ 同じ年間賞与400万円の者であっても、年に1回で400万円の賞与を受けると200万円ずつの2回で賞与を受けると及びそれらの者の事業主との間で保険料賦課額が異なることをどう考えるか。

* 賞与に係る年間保険料額(政管被保険者の場合)

① 年に1回で400万円の賞与を受けると

82,000円(=200万円×41‰)

② 200万ずつの年に2回で400万円の賞与を受けると

164,000円(=200万円×41‰+200×41‰)

標準報酬等級表(健康保険・厚生年金)

健康保険 の等級	厚生年金 の等級	標準報酬月額 (円)	報酬月額	
			(円以上)	(円未満)
1	1	98,000	~	101,000
2	2	104,000	101,000	~ 107,000
3	3	110,000	107,000	~ 114,000
4	4	118,000	114,000	~ 122,000
5	5	126,000	122,000	~ 130,000
6	6	134,000	130,000	~ 138,000
7	7	142,000	138,000	~ 146,000
8	8	150,000	146,000	~ 155,000
9	9	160,000	155,000	~ 165,000
10	10	170,000	165,000	~ 175,000
11	11	180,000	175,000	~ 185,000
12	12	190,000	185,000	~ 195,000
13	13	200,000	195,000	~ 210,000
14	14	220,000	210,000	~ 230,000
15	15	240,000	230,000	~ 250,000
16	16	260,000	250,000	~ 270,000
17	17	280,000	270,000	~ 290,000
18	18	300,000	290,000	~ 310,000
19	19	320,000	310,000	~ 330,000
20	20	340,000	330,000	~ 350,000

健康保険 の等級	厚生年金 の等級	標準報酬月額 (円)	報酬月額	
			(円以上)	(円未満)
21	21	360,000	350,000	~ 370,000
22	22	380,000	370,000	~ 395,000
23	23	410,000	395,000	~ 425,000
24	24	440,000	425,000	~ 455,000
25	25	470,000	455,000	~ 485,000
26	26	500,000	485,000	~ 515,000
27	27	530,000	515,000	~ 545,000
28	28	560,000	545,000	~ 575,000
29	29	590,000	575,000	~ 605,000
30	30(※)	620,000	605,000	~ 635,000
31		650,000	635,000	~ 665,000
32		680,000	665,000	~ 695,000
33		710,000	695,000	~ 730,000
34		750,000	730,000	~ 770,000
35		790,000	770,000	~ 810,000
36		830,000	810,000	~ 855,000
37		880,000	855,000	~ 905,000
38		930,000	905,000	~ 955,000
39		980,000	955,000	~

※ 厚生年金の最高等級である第30等級の報酬月額は605,000円以上

標準報酬等級(政管健保の等級別被保険者数割合)

等級	標準報酬月額 (円)	報酬月額		割合(%)
		(円以上)	(円未満)	
1	98,000	~	101,000	2.44
2	104,000	101,000	~ 107,000	0.42
3	110,000	107,000	~ 114,000	0.77
4	118,000	114,000	~ 122,000	1.39
5	126,000	122,000	~ 130,000	1.52
6	134,000	130,000	~ 138,000	2.05
7	142,000	138,000	~ 146,000	2.30
8	150,000	146,000	~ 155,000	3.61
9	160,000	155,000	~ 165,000	3.47
10	170,000	165,000	~ 175,000	3.58
11	180,000	175,000	~ 185,000	3.87
12	190,000	185,000	~ 195,000	3.64
13	200,000	195,000	~ 210,000	6.67
14	220,000	210,000	~ 230,000	7.36
15	240,000	230,000	~ 250,000	6.91
16	260,000	250,000	~ 270,000	7.02
17	280,000	270,000	~ 290,000	6.77
18	300,000	290,000	~ 310,000	5.88
19	320,000	310,000	~ 330,000	4.37
20	340,000	330,000	~ 350,000	3.65

等級	標準報酬月額 (円)	報酬月額		割合(%)
		(円以上)	(円未満)	
21	360,000	350,000	~ 370,000	3.50
22	380,000	370,000	~ 395,000	3.18
23	410,000	395,000	~ 425,000	3.49
24	440,000	425,000	~ 455,000	2.34
25	470,000	455,000	~ 485,000	1.55
26	500,000	485,000	~ 515,000	1.74
27	530,000	515,000	~ 545,000	0.83
28	560,000	545,000	~ 575,000	0.70
29	590,000	575,000	~ 605,000	0.77
30	620,000	605,000	~ 635,000	0.36
31	650,000	635,000	~ 665,000	0.34
32	680,000	665,000	~ 695,000	0.21
33	710,000	695,000	~ 730,000	0.46
34	750,000	730,000	~ 770,000	0.25
35	790,000	770,000	~ 810,000	0.36
36	830,000	810,000	~ 855,000	0.20
37	880,000	855,000	~ 905,000	0.22
38	930,000	905,000	~ 955,000	0.13
39	980,000	955,000	~	1.72

出典 社会保険庁「事業月報」(平成16年9月)

標準報酬等級(政管健保の等級別被保険者数割合)

割合(%)

